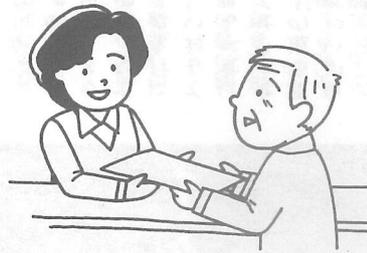




老齢年金の請求は

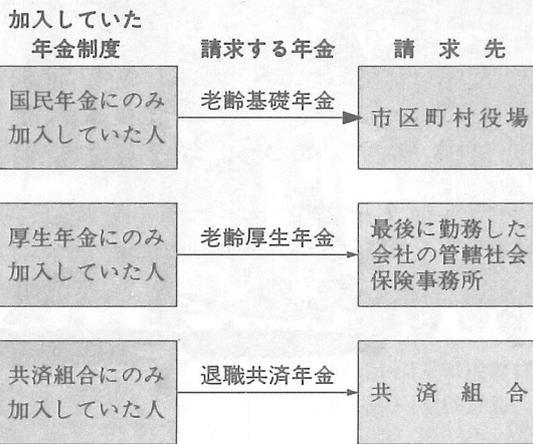


年金は大きく、「国民年金・厚生年金・共済年金」の三つに分けることができます。

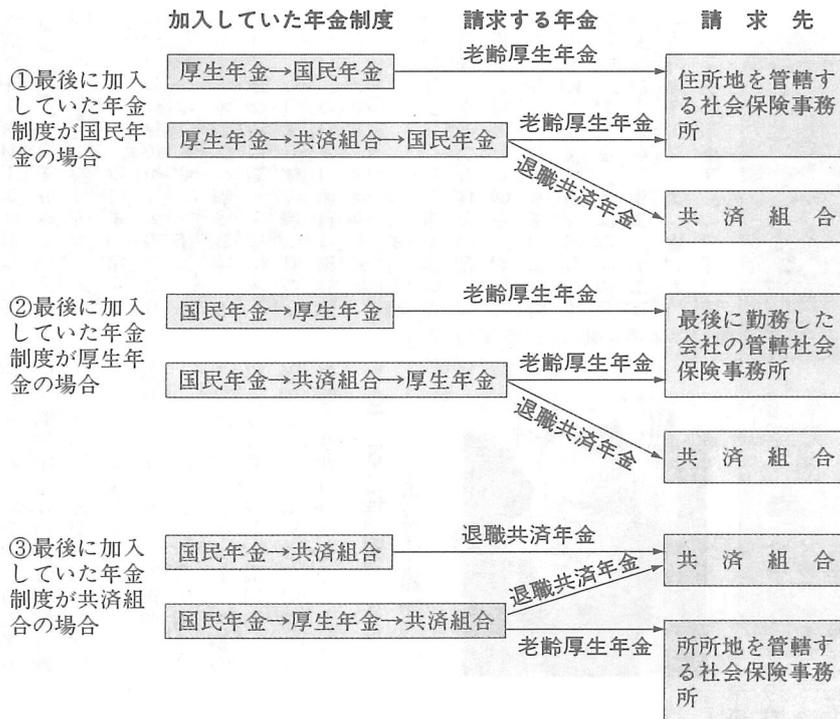
国民年金のみに入っていた方は、役場が請求先となりますが、他に厚生年金、共済組合に入っていたことのある方の請求先は下表のとおりになります。

年金は受給資格があっても、本人の請求がなければ支給されませんので忘れずに請求してください。

くわしいことは役場年金係（☎82-11111内線247）までお問い合わせください。



2つ以上の制度に加入していた人の場合



保険料の納付は便利な口座振替で

「毎月、保険料を納めに行くのが面倒だ」「うっかり納め忘れてしまったことがある」このような方は、便利な口座振替を利用してはいかがでしょうか。

一度手続をすれば、転出や喪

失などの異動が生じない限り、60歳になるまで自動的に口座から引き落とししてくれます。

納めに行く手間も省け、納め忘れもなくなり安心です。

手続は、役場年金係へ預金通帳と印鑑（通帳印）を持参のう

え申し込んでください。なお、直接金融機関へ申し込む場合は、役場から送付された納付書も持参してください。

